

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業

募 集 要 項

令和6年5月

静岡県伊豆の国市

目 次

第1章 募集要項の位置づけ	1
第2章 事業の目的及び内容	1
2-1. 事業の目的	1
2-2. 事業名称	1
2-3. 管理者の名称	1
2-4. 対象施設	2
2-5. 事業方式	3
2-6. 事業期間	3
2-7. 事業範囲	4
2-8. 遵守すべき法制度等	4
2-9. 本市による事業の実施状況のモニタリング	7
第3章 プロポーザル応募の手続等	8
3-1. 募集等のスケジュール	8
3-2. 応募者の構成等	8
3-3. プロポーザル応募に関する手続き	9
3-4. プロポーザル応募に関する留意事項	10
3-5. 見積上限価格	11
3-6. 担当窓口	12
第4章 応募者の備えるべき応募資格要件	13
4-1. 応募者に必要な資格	13
4-2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	14
4-3. 応募者の制限	15
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	16
第6章 事業者選定方法	18
6-1. 応募資格の確認	18
6-2. 提案書類の審査	18
6-3. 提案価格・基礎審査	18
6-4. プロポーザル審査委員会	19
6-5. プレゼンテーションの実施	19
6-6. 提案内容の審査	19
6-7. 最優秀提案者等の選定	19
6-8. 優先交渉権者の決定	19
6-9. 審査結果の通知及び公表	19

第7章 本市と事業者の責任分担	20
7-1. 基本的考え方	20
7-2. 予想されるリスクと責任分担	20
第8章 事業の継続が困難となった場合の措置	20
8-1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	20
8-2. 本事業の継続が困難となった場合の措置	20
第9章 法制上及び税制上の措置や財政上及び金融上の支援	20
9-1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	20
9-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	21
9-3. その他の支援に関する事項	21
第10章 契約に関する事項	21
10-1. 契約手続き	21
10-2. 契約の枠組み	21
10-3. 契約保証金	22
別紙1-1 募集要項に関する質問書	23
別紙1-2 要求水準書に関する質問書	24
別紙1-3 事業者選定基準に関する質問書	25
別紙1-4 提出書類作成要領及び様式集に関する質問書	26
別紙1-5 基本協定書（案）に関する質問書	27
別紙1-6 業務委託契約書（案）に関する質問書	28
別紙1-7 工事請負契約書（案）に関する質問書	29
別紙2 特定建設工事共同企業体取扱要綱	30
別紙3 設計共同企業体取扱要綱	41

第1章 募集要項の位置づけ

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、伊豆の国市（以下、「本市」という。）が「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業」（以下、「本事業」という。）をDB（Design Build）方式により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 業務委託契約書（案）
- (6) 建設工事請負契約書（案）

第2章 事業の目的及び内容

2-1. 事業の目的

市では、平成29年度に策定した「伊豆の国市汚水処理施設整備構想」に基づき、令和8年度までに汚水処理施設整備の概成を目標に掲げており、第1期（以下「1期事業」という。）を令和元～5年度に、第2期を令和5～8年度に実施するものとして事業を計画した。今後の下水道未普及解消にあたってはPPP/PFI手法を積極的に活用した事業の推進を図っていく方針である。

今回の整備予定面積は約128.8haであり、このうち今回の事業は、山木地区ほかを対象とした約30haを予定している。

また、平成27年度に「先導的官民連携支援事業」に採択されてから、官民連携事業による下水道未普及地域の解消を目指し、平成29年度には「伊豆の国市官民連携事業（PPP手法）導入事前調査業務」（以下「過年度業務」という。）において、事業手法や事業効率性の検討および民間事業者の参入意向調査等、事業の導入における基本的な検討を行ってきた。

1期事業に引き続き、2期事業も設計施工一括発注方式を採用する。

また、地元企業の参画により、地域経済の活性化に資することを期待するものである。

2-2. 事業名称

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業

2-3. 管理者の名称

伊豆の国市長 山下 正行（以下「管理者」という。）

2-4. 対象施設

本事業の対象施設概要を表2-1に示す。また、対象施設の設計条件を表2-2に示す。

なお、表2-1、表2-2は基本設計をベースにした数量である。

表 2-1 施設概要

工 種	種 別	数 量	備 考	
土 木 工 事	管 渠 工	開 削 工	5,556m	
		開削工 (圧送管)	0m	
		推 進 工	1,080m	
		合 計	6,636m	
	立 坑 工	55 基		
	マンホール工	186 基		
	取付管及びます工	324 箇所	公共ます設置 手続き含む	
機械・電気設備工事	マンホールポンプ	1 基		

表 2-2 対象施設の設計条件

項 目	設 計 条 件
場 所	伊豆の国市山木地区ほか
管径・工法及び延長	開削工法 $\phi 200\text{mm}\cdots\cdots$ 2,435m
	開削工法 (設計計画済) $\phi 200\text{mm}\cdots\cdots$ 1,939m
	開削工法 (詳細設計済) $\phi 200\text{mm}\cdots\cdots$ 1,182m
	推進工法 $\phi 200\sim 250\text{mm}\cdots\cdots$ 528m
	推進工法 (設計計画済) $\phi 200\sim 250\text{mm}\cdots\cdots$ 113m
	推進工法 (詳細設計済) $\phi 200\sim 250\text{mm}\cdots\cdots$ 439m
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (有)・無) : 耐震設計 (有)・無) マンホール形式ポンプ場 (2次製品) (1基)
報 告 書 作 成	(有)・無
設 計 協 議	中間打合せ 3回
施工法等の比較検討	(有)・無)
	a) 管渠の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り1.5D以下 ③近接構造物(箇所) ④軌道横断(箇所) ⑤河川横断(箇所) ⑥高架道横断(箇所)
耐 震 計 算 (応答変位法)	(有) (応答変位法), 無
耐 震 設 計	レベル1地震動, レベル1及び2地震動, 無
設 計 条 件 補 正	有 (), (無)
地 盤 条 件 補 正	有 (), (無)
工 区 数 補 正	1 工区
試 掘 箇 所	21 箇所
地 質 ・ 土 質 調 査	15 箇所
舗 装 構 成	アスファルト舗装、コンクリート舗装

2-5. 事業方式

本事業は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。

2-6. 事業期間

本事業の事業期間及びスケジュールは以下のとおりである。

(1) 事業期間

① 設計

契約を締結した日から令和9年3月27日までとする。

(事業者提案により、短縮は可能である。)

② 施工監理及び工事

契約を締結した日から令和9年3月27日までとする。

(事業者提案により、短縮は可能である。)

表 2-3 事業スケジュール

日程	実施事項
令和6年3月1日	実施方針(案)の公表
令和6年5月20日	募集要項の公表
令和6年7月22日～7月29日	技術提案書類の受付
令和6年8月初旬	プレゼンテーションの実施
令和6年9月中旬	事業者の決定と基本協定の締結
委託契約締結日～令和9年3月27日 (提案内容による)	調査・設計及び施工監理期間
工事請負契約締結日～令和9年3月27日 (提案内容による)	工事期間

2-7. 事業範囲

本事業の受注者（以下、「事業者」という。）が行う事業範囲は、対象施設的设计・施工監理及び工事であり、その概要は表 2-4 のとおりである。また、対象範囲の路線詳細及び調査類等は貸与する図面等（電子データ含む）を参照すること。

表 2-4 事業者が行う事業範囲の概要

区分	業務	備考
調査	地質・土質調査	設計施工に必要な部分の調査
	測量調査	設計施工に必要な部分の調査
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘
設計・ 施工監理	詳細設計	対象施設の設計、水道管の移設設計
	設計に伴う各種協議・申請書類の作成補助	各種協議（道路管理者・河川管理者、各種企業、文化財保護法）や申請等の手続きに必要な書類作成を管理者と協議の上、互いに協力し作成
	施工監理	対象施設の施工監理
工事	土木工事	表 2-1 に示す対象施設の土木工事、水道管の移設工事
	機械設備工事	表 2-1 に示す対象施設の機械設備工事
	電気設備工事	表 2-1 に示す対象施設の電気設備工事
	建設に伴う各種許認可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、管理者と協議の上、互いに協力し作成
	周辺環境調査対策	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査対策に関する事前及び事後調査

2-8. 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令等

- ・ 下水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン

- ・電気事業法
 - ・電気用品安全法
 - ・電気関係報告規則
 - ・電力設備に関する技術基準を定める省令
 - ・電気工事士法
 - ・電気通信事業法
 - ・有線電気通信法
 - ・高圧ガス保安法
 - ・危険物の規制に関する政令
 - ・計量法
 - ・クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
 - ・ボイラー及び圧力容器安全規則
 - ・道路法
 - ・消防法
 - ・水道法
 - ・ガス事業法
 - ・毒物及び劇物取締法
 - ・労働基準法
 - ・労働安全衛生法
 - ・文化財保護法
 - ・ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・建設業法
 - ・製造物責任法
 - ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
 - ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - ・危険物の規制に関する政令
 - ・石綿障害予防規則
 - ・特定化学物質障害予防規則
 - ・静岡県流域下水道維持管理要綱
 - ・伊豆の国市下水道条例
 - ・伊豆の国市水道事業の設置等に関する条例
 - ・伊豆の国市簡易水道事業の設置等に関する条例
 - ・伊豆の国市環境基本条例
 - ・伊豆の国市情報公開条例
 - ・伊豆の国市個人情報保護条例
 - ・静岡県生活環境の保全等に関する条例
 - ・駿東伊豆消防組合火災予防条例
 - ・その他関係する法令、条例、規則等
- 2) 基準、仕様等

① 共通（全て最新版とする）

- ・下水道施設設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- ・下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- ・静岡県土木工事共通仕様書
- ・静岡県委託業務共通仕様書
- ・静岡県土木工事施工管理基準
- ・日本産業規格
- ・日本下水道協会規格（日本下水道協会）
- ・土木製図基準（土木学会）
- ・公共電気設備工事標準仕様書（国土交通省）
- ・公共機械設備工事標準仕様書（国土交通省）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省）
- ・国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本技術協会）
- ・伊豆の国市建設工事約款、規則、業務委託契約約款

② 設計、管路施設工事等（全て最新版とする）

- ・下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- ・下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- ・トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- ・道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- ・共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）

- ・改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（（財）鉄道総合技術研究所）
- ・その他関係する規格、基準、要領、指針等

2-9. 本市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

管理者は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び技術提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本業務のモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・施工の進捗状況について、本市に定期的に報告し、確認を受けるものとする。

なお、管理者は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

(3) モニタリングの方法

モニタリング方法については、本市が定めた方法に従ってモニタリングを行うこととし、管理者は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

(4) モニタリングの結果

本事業のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、管理者は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じるものとする。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3-1. 募集等のスケジュール

応募者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

表 3-1 応募者の募集及び選定のスケジュール

時期	内容
令和6年3月1日	実施方針（案）の公表
令和6年3月1～14日	実施方針（案）に関する質問の受付
令和6年4月1日	実施方針（案）に関する質問に対する回答公表
令和6年5月20日	募集要項（契約書（案）、要求水準書、様式集、事業者選定基準等）の公表
令和6年5月20日～5月27日	資料閲覧及び貸出し期間
令和6年5月20日～5月27日	募集要項に関する質問の受付
令和6年5月27日	募集要項に関する質問に対する回答公表
令和6年6月3日～6月14日	参加表明書及び資格審査申請書の受付
令和6年6月24日	応募資格審査結果の通知
令和6年7月22日～7月29日	技術提案書類の受付
令和6年8月初旬	プレゼンテーションの実施 （プロポーザル審査会）
令和6年9月中旬	事業者の決定及び基本協定締結
令和6年10月初旬	委託契約締結（提案内容に基づく）
令和6年12月中旬	工事請負契約締結（提案内容に基づく）

3-2. 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

応募者には、工事を行う企業（以下、「建設企業」という。）及び設計・施工監理を行う企業（以下、「設計企業」という。）を含むものとする。

建設企業、設計企業はそれぞれ単独企業とすることも、複数の企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が建設企業、設計企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

なお、公平性の観点から事業受注応募者以外の他の応募者構成員だったものは、事業受注応募者の下請けとなることはできない。

想定する実施体制を以下に示す。

建設企業をJVで実施する場合には、伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業特定建設工事共同企業体取扱要綱（別紙2）に基づき組成を行うこととし、設計企業をJVで実施する場合には、伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業設計共同体取扱要綱（別紙3）に基づき組成

を行うこととする。

なお、代表企業については、建設企業の代表企業をもって応募を行うこと。

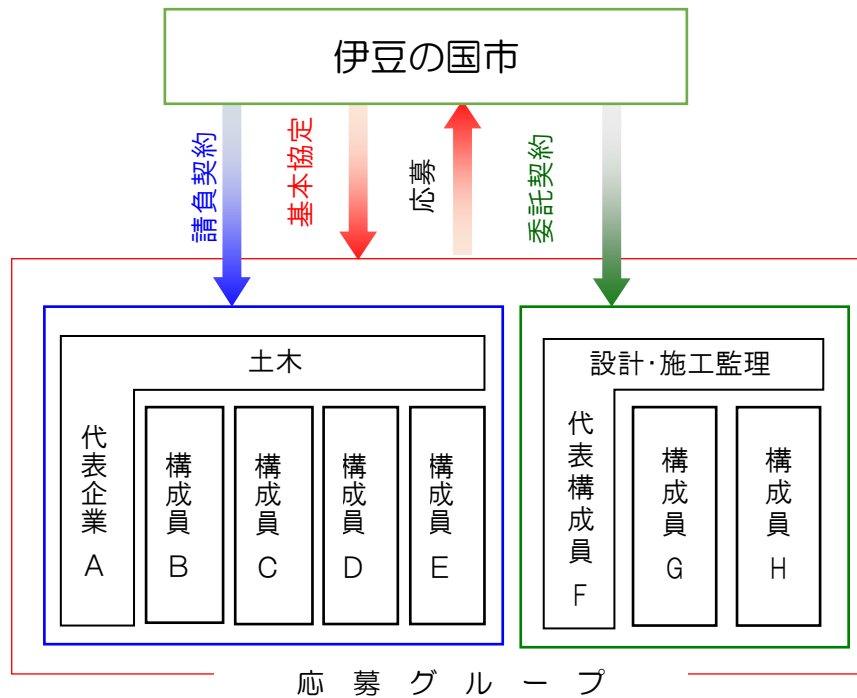


図 3-1 想定事業スキーム

3-3. プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集要項に関する質問の受付・回答

募集要項に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和6年5月20日（月）～令和6年5月27日（月）午後5時まで
- ② 受付方法：別紙1-1～1-7「募集要項に関する質問書」に記入のうえ、P.12記載の担当へ電子メールでの提出とし、電話等による問い合わせには応じない。

- ② 回 答：令和6年5月27日（月）に本市ホームページにおいて公表する予定である。

なお、質問への回答は質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関係し、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するものとする。

(2) 資料の閲覧及び貸出し

「伊豆の国市公共下水道事業計画作成（変更）等業務 平成29年度 報告書 【管渠基本設計】」の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。閲覧及び貸出しを希望するものは、事前にP.12記載の担当窓口連絡すること。

- ① 閲覧及び貸出し期間：令和6年5月20日（月）～令和6年5月27日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 閲覧及び貸出し場所：P.12記載の担当窓口

(3) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に参加表明書及び資格審査申請書類を提出するものとする。なお、書類

の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：令和6年6月3日（月）～令和6年6月14日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 提出場所：P.12 記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：P.16 記載の第5章(1)①応募資格審査書類に関する提出書類
- ⑤ 応募資格審査の結果通知については、令和6年6月24日（月）を予定している。

(4) 技術提案書類の受付

応募者は、受付期間内に技術提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：令和6年7月22日（月）～令和6年7月29日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 受付場所：P.12 記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：P.17 記載の第5章(2)提案書類

(5) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：令和6年6月25日（火）～令和6年7月2日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 受付場所：P.12 記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：P.16 記載の第5章(1)②その他

(6) プレゼンテーションの実施

本市は、基礎審査等を通じた応募者に対し、令和6年8月初旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを実施してもらい、その際、応募者に対しヒアリング等をおこなう。

詳細については、該当する応募者の代表企業に令和6年7月31日（水）までに別途通知する。

3-4. プロポーザル応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、管理者が本事業に必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者を選定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

提出された技術資料及び技術提案書類は、見積参加者の決定手続に必要な場合を除き、提出者に断りなく使用し、又は公開しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ① 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- ② 事業名及び見積金額のない書類
- ③ 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- ④ 事業名に誤りのある書類
- ⑤ 見積金額の記載が不明瞭な書類
- ⑥ 見積金額を訂正した書類
- ⑦ 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類
- ⑧ 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口には到達しなかった書類
- ⑨ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- ⑩ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

(9) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3-5. 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。なお、試掘試験、地質・土質調査の予定額は委託費にて計上している。

金	1,322,880,000 円	(消費税及び地方消費税を除く)
工事費	1,229,300,000 円	(消費税及び地方消費税を除く)
委託費	93,580,000 円	(消費税及び地方消費税を除く)

3-6. 担当窓口

手続きについての本市の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

伊豆の国市 都市整備部 下水道課

電話：055-948-2920

電子メール：gesui@city.izunokuni.shizuoka.jp

第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

4-1. 応募者に必要な資格

応募者の構成員の資格要件は次のとおりとし、応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていない者。また、伊豆の国市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。直近1年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(1) 設計企業に必要な資格要件

【単独企業及び代表構成員を対象】

- ① 本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。
なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
 - ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目は「下水道」）とするもの、又は総合技術監理部門（選択科目は「上下水道一般—下水道」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
 - ・ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に規定された資格を有する者。

【単独企業、代表構成員及び構成員を対象】

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和5・6年度において、本市の「測量コンサルタント等」の競争入札参加資格を有し、建設コンサルタント登録規程に基づく、「下水道」に登録されている者。
なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は除く。
- ④ 募集要項の公表日現在、静岡県内に本社または営業所等を有し、本市の競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ⑤ 静岡県内の地方公共団体が平成26年4月1日から応募資格要件確認基準日までの間に発注した下水道管渠布設の実施設計業務を元請として完了し、成果品を引渡し済の実績を有すること。
- ⑥ 本業務を行うにあたって、許可業種に関わる国家資格を有する監理技術者又は主任技術者を配置可能なこと及び資機材等を確保することができること。
- ⑦ 施工監理時は、本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術員として配置できること。
 - ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目は「下水道」）とするもの、又は総合技術監理部門（選択科目は「上下水道一般—下水道」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
 - ・ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条に規定された資格を有する者。
- ⑧ 施工監理実施時に工事などにおいて問題が発生した場合、設計企業でトラブルの回避や問題解決が可能な人員が概ね3時間以内に現地にて対応が可能であること。
- ⑨ 設計業務の管理技術者と施工監理技術者は、工期の重複を想定していることから、原則とし

て兼ねることはできない。ただし、提案により工期が重複しない場合には、兼ねることを認める。

(2) 建設企業に必要な資格要件

【単独企業及び代表企業を対象】

- ① 本市の認定において、令和6年4月時点の建設工事格付通知書の土木一式工事A等級に格付けされていること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を有すること。

【単独企業、代表構成員及び構成員を対象】

- ③ 発注工事の工種に対応する登録項目について単体の有資格業者であること。
- ④ 静岡県内において、地方公共団体発注による下水道管渠布設建設工事の元請けの施工実績を有すること。

(平成26年4月1日から応募資格要件確認基準日までの期間)

- ⑤ 許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- ⑥ 許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置可能であること。
- ⑦ 発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- ⑧ 本市において、令和5・6年度における「建設工事」の競争入札参加資格の認定を受けた業者であること。
- ⑨ 本社又は営業所の所在地が本市内にあり、かつ、設立あるいは設置から5年以上経過していること。
- ⑩ その他管理者が必要と認める要件を満たしていること。
- ⑪ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑫ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は除く。

4-2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、4-

1.に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

① 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該グループを失格とする。

② 構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を認める。

4-3. 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

(1) 審査委員会に関する制限

本事業の審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者は、参加希望者の代表企業、構成企業にはなれない。

(2) 官民連携事業発注等支援業務に関与している者に関する制限

本事業に係る発注等支援業務に関与している者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業にはなることはできない。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。なお、本事業の発注等支援業務に係わっている者は以下のとおりである。

- ・静岡県沼津市神田町 10 番 9 号 プラザゴトウ 2 階
日本工営都市空間株式会社 沼津事務所

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照すること。

(1) 応募資格審査に関する書類

①応募資格審査に関する提出書類	
・参加表明書	(様式 1-1)
・資格審査申請書	(様式 1-2)
・設計及び施工監理業務を行う者の応募資格要件に関する書類	(様式 1-3)
・登録状況	(様式 1-3-1)
・同種業務の実績	(様式 1-3-2)
・配置予定技術者の資格 (設計)	(様式 1-3-3)
・配置予定技術者の資格 (施工監理)	(様式 1-3-4)
・工事を行う者の応募資格要件に関する書類	(様式 1-4)
・同種工事の施工実績	(様式 1-4-1)
・配置予定技術者の資格	(様式 1-4-2)
・プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	(様式 1-5)
・委任状 (代表構成員→代表企業) (構成員→代表企業)	(様式 1-6)
・事業実施体制	(様式 1-7)
・会社概要書及び定款 (代表企業、代表構成員、構成員)	(書式自由)
・決算報告書 (代表企業、代表構成員、構成員、決算報告書は直近3ヶ年)	(書式自由)
・登記簿謄本 (代表企業、代表構成員、構成員、直近の履歴事項全部証明書原本)	
・法人税・消費税申告書及び納税証明書 (代表企業、代表構成員、構成員、直近1ヶ年)	
②その他	
・プロポーザル応募辞退届	(様式 2-1)

(2) 提案書類

①提案書類審査に関する提出書類	
・提案書類提出書	(様式 3-1)
・見積書	(様式 3-2)
・見積金額計算書	(様式 3-3)
②提案書	
・設計企業の実績に関する事項	(様式 4-1)
・建設企業の実績に関する事項	(様式 4-2)
・工事概要に関する事項	(様式 4-3)
・工事の確実性に関する事項	(様式 4-4)
・近隣住民への対応に関する事項	(様式 4-5)
・設計の考え方に関する事項	(様式 4-6)
・設計計画平面図	(様式 4-6-1)
・施工計画に関する事項	(様式 4-7)
・工期の確実性に関する事項	(様式 4-8)
・性能保証を行うための方策などに関する事項	(様式 4-9)
・緊急事態発生時の対応に関する事項	(様式 4-10)
・月間あたりの使用電力量 (kwh/月) に関する事項	(様式 4-11)
・ライフサイクルコストに関する事項	(様式 4-12)
・その他独自の有効な提案	(様式 4-13)

第6章 事業者選定方法

6-1. 応募資格の確認

(1) 応募資格審査書類の審査

管理者は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

ただし誤字・脱字などの軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

管理者は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章 4-1. 応募者に必要な資格」の各項目 設計企業 第4章 4-1. (1) ①～⑧ 建設企業 第4章 4-1. (2) ①～⑫

(3) 応募資格審査結果の通知

管理者は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6-2. 提案書類の確認

管理者は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、誤字・脱字などの軽微な書類不備の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6-3. 提案価格・基礎審査

(1) 提案価格審査

管理者は、応募者が提出した工事費、委託費それぞれの提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。工事費、委託費のどちらかが見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

(2) 基礎審査

管理者は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。

提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 管理者は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

6-4. プロポーザル審査委員会

事業者の選定にあたり、伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

表 6-1 審査委員会 委員

	氏名	所属名	備考
委員長	森田 弘昭	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授	
審査委員	川上 高男	日本下水道事業団 リニューアル推進部 次長	
審査委員	永野 大輔	静岡県 交通基盤部 都市局 生活排水課長	
審査委員	守野 充義	伊豆の国市 企画財政部長	
審査委員	古屋 和義	伊豆の国市 都市整備部長	

6-5. プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施してもらい、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6-6. 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、事業者選定基準に示す。

6-7. 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。

ただし、総合評価点が同点の時は、技術評価点が最も高い応募者を選定する。

6-8. 優先交渉権者の決定

管理者は、審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

6-9. 審査結果の通知及び公表

管理者は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知するとともに、本市ホームページで公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

第7章 本市と事業者の責任分担

7-1. 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、管理者がそのすべて又は一部を負うこととする。

7-2. 予想されるリスクと責任分担

管理者と事業者との責任分担は、業務委託契約書及び建設工事請負契約書に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第8章 事業の継続が困難となった場合の措置

8-1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとする。

8-2. 本事業の継続が困難となった場合の事由と措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 要求水準未達その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由
- ② 事業者の財務状況の悪化等本事業の継続的履行の困難
- ③ ①、②により事業契約解除の場合の事業者に対する違約金及び損害賠償の請求等

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 債務不履行による継続困難の場合の事業契約解除
- ② ①による事業契約解除の場合の発注者に対する損害賠償の請求等

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力等の事由による継続困難の場合における発注者と事業者との事業継続可否協議
- ② 一定期間内に①の協議が整わない場合、一方当事者の相手方への通知による事業契約解除
- ③ ②による一方当事者の事業契約解除の場合の措置

第9章 法制上及び税制上の措置や財政上及び金融上の支援

9-1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はないが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、本市と事業者で協議を行うものとする。

9-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は下水道事業に係る国の交付金対象施設であるため、設計・建設業務の対価の項目に示す

サービス購入料の一部に、交付金を充てることを想定している。したがって、事業者は本市が行う交付金申請業務等に協力するとともに、会計検査への対応に協力すること。

9-3. その他の支援に関する事項

本市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて事業者への協力を行う。

第10章 契約に関する事項

10-1. 契約手続き

(1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

(2) 契約の解除

優先交渉権者が4-2に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、管理者は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4-2②において、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を管理者が認めた場合は、この限りではない。

10-2. 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

本事業を遂行するために、本市と設計企業は、詳細設計及び施工監理の複数年業務を一括契約として締結する。

詳細設計完成後に算出された実施設計工事額に対し、提案書類に示された工事額と見積上限価格との率を踏まえた工事額により、建設企業との複数年工事を一括契約として本市と締結する。

(2) 対象者

業務委託契約は、設計企業

工事請負契約は、建設企業

(3) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定の締結	優先交渉権者決定後 2 週間以内
業務委託契約の締結	令和 6 年 10 月初旬 (予定)
工事請負契約締結	令和 6 年 12 月中旬 (予定)
履行期限・工期	令和 9 年 3 月 27 日

10-3. 契約保証金

業務委託契約書 (案) 第 4 条及び建設工事請負契約書 (案) 第 4 条に基づくものとする。

募集要項に関する質問書

「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業」の募集要項について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	見出し符号			項目名	内容
	頁	章	節		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

要求水準書に関する質問書

「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業」の要求水準書について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	見出し符号			項目名	内容
	頁	章	節		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

事業者選定基準に関する質問書

「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業」の事業者選定基準について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	見出し符号			項目名	内容
	頁	章	節		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

提出書類作成要領及び様式集に関する質問書

「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業」の提出書類作成要領及び様式集について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	見出し符号			項目名	内容
	頁	章	節		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

基本協定書（案）に関する質問書

「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業」の基本協定書（案）について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	見出し符号			項目名	内容
	頁	章	節		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

業務委託契約書（案）に関する質問書

「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業」の業務委託契約書（案）について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	見出し符号			項目名	内容
	頁	章	節		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

建設工事請負契約書（案）に関する質問書

「伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業」の建設工事請負契約書（案）について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No.	見出し符号			項目名	内容
	頁	章	節		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として建設工事に係る共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）に関する取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 特定建設工事共同企業体に発注できる工事は、伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業にかかる、管路施設整備工事とする。

(特定建設工事共同企業体の結成要件)

第3条 特定建設工事共同企業体の結成にあたっては、以下に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 結成方法は、自主結成とすること。
- (2) 特定建設工事共同企業体の運営形態は、以下のとおりとすること。
原則として、特定建設工事共同企業体を構成する建設企業（以下「構成員」という。）が対等の立場で一体となって施工する共同施工方式とすること。
- (3) 構成員数は、2者又は3者とすること。
- (4) 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とすること。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。
 - ア 構成員は伊豆の国市における令和5・6年度「建設工事」の競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - イ 構成員は静岡県内の地方公共団体が平成26年4月1日以降から資格審査申請書の提出期限の最終日までの間に発注した工事と同種の工事について、元請としての施工実績を有すること。
 - ウ 構成員は、発注工事若しくは発注工事を構成する建設工事に対応する建設業の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。
 - エ 構成員は、発注工事若しくは発注工事を構成する建設工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- (5) 構成員の出資比率の最小限度基準は、以下の各号に定めるところによる。
 - ア 2者の場合 30パーセント以上
 - イ 3者の場合 20パーセント以上
- (6) 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表企業」という。）は、次の各号に定める要件を満たすこと。
 - ア 出資比率が最大であること。
 - イ 建設業法第3条第1項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を有すること。
 - ウ 本市の認定において、令和6年4月時点の建設工事格付通知書の土木一式工事A等級に格付けされていること。

(解散の時期)

第4条 特定建設工事共同企業体は、工事を請け負うことができなかつた場合は、当該工事に係る契約が締結された日に解散するものとする。

2 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後3月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

(施工体制等の確認)

第5条 特定建設工事共同企業体は、請負契約締結後速やかに、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体解散後の契約不適合責任に関する覚書(様式第1号)
- (2) その他契約の履行に関し必要とされる書類

(変更等の届出)

第6条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に該当した場合は、すみやかに市長に届け出なければならない。

- (1) 構成員が伊豆の国市の「建設工事」にかかる競争入札参加資格の認定内容の変更を行ったとき
- (2) 代表企業を変更したとき
- (3) 特定建設工事共同企業体の名称を変更したとき
- (4) 構成員の一部が脱退したとき又は構成員の一部を除名したとき

(審査結果取消及び契約の解除)

第7条 市長は、特定建設工事共同企業体が次のいずれかに該当したときは、当該特定建設工事共同企業体と締結した工事請負契約を解除するものとする。

- (1) 企業体のプロポーザル参加資格について不正の手段により審査を受けたと認められるとき又はこれに協力したと認められるとき
- (2) 企業体の解散があつたとき
- (3) 構成員の脱退及び除名その他の理由により企業体として工事の継続施工ができない若しくは著しく困難であると認められるとき

2 市長は、前項の規定により特定建設工事共同企業体の審査結果を取り消したときは、当該取消処分を受けた特定建設工事共同企業体の代表企業若しくは代表企業の代理人に対し、通知する。

(構成員の責任)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当該特定建設工事共同企業体が負担すべき一切の債務の履行(違約金が発生した場合の違約金支払債務、及び工事に契約不適合(企業体が解散した後に明らかになったものを含む。)があつた場合の契約不適合責任を含む。)に関し、連帯して責任を負うものとする。

(工事途中での構成員の脱退等に対する措置)

第9条 特定建設工事共同企業体の構成員は、市長及び構成員全員の承認を得なければ、請け負った建設工事を完成するまでは脱退することはできない。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退する者がある場合における手続きは、以下のとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体は、当該事実が発生した日から7日以内（伊豆の国市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）に規定される休日（以下単に「休日」という。）を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に構成員全員により以下のいずれかの決定を行い、市長に対し構成員の脱退等に対する措置内容報告書（様式第2号）により通知し、その承認を得なければならない。

ア 特定建設工事共同企業体を解散し契約を解除する。

イ 特定建設工事共同企業体を解散せず残存構成員により工事を継続施工する。

ウ 特定建設工事共同企業体を解散せず当該脱退した構成員に代わる構成員を補充し工事を継続施工する。

(2) 特定建設工事共同企業体を解散すると決定し市長から承認を得た場合においては、市長は、契約解除の手続きを行うものとする。この場合に発生する違約金の構成員間の負担割合については構成員全員で決定することとし、当該負担割合に応じて、違約金支払債務につき構成員が連帯して責任を負うものとする。

(3) 企業体を解散せず残存構成員により工事を継続施工すると決定した場合においては、速やかに市長の承認を得て工事をする。

(4) 脱退した構成員に代わる構成員を補充し工事を継続して施工すると決定した場合においては、その旨市長から承認を得たうえで、当該承認を受けた日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に新たな構成員の候補者（以下「新構成員候補者」という。）を決定し、新構成員候補者選定報告書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(5) 前号の規定における新構成員候補者の選定は、工事途中で脱退した構成員と同等以上の能力を有する者で、特定建設工事共同企業体の構成員が満たすべきものとして、募集要項の公告において伊豆の国市が示した要件を満たす者の中から選定しなければならない。

(6) 残存構成員は、前号の規定に基づき新構成員候補者を決定したときは、必要な資料等を提出のうえ、当該新構成員候補者が新構成員となるための資格を有する者であるかどうかの審査を受けなければならない。

(7) 前号の規定に基づく審査の結果、当該新構成員候補者が新構成員となるための資格を有していると認められる場合においては、市長は、その旨を新構成員選定承認書（様式第4号）により当該特定建設工事共同企業体に対して通知し、当該特定建設工事共同企業体は当該工事を継続して施工するものとする。

(8) 第6号の規定に基づく審査の結果、当該新構成員候補者が新構成員となるための資格を有していないと認められる場合においては、市長は、その旨新構成員選定不承認書（様式第5号）により当該特定建設工事共同企業体に対して通知し、特定建設工事共同企業体は解散するものとする。

- (9) 前号の場合、市長は、当該工事に係る契約解除の手続きを行うものとする。この場合に、当該特定建設工事共同企業体について発生する違約金支払債務の取扱については、第2号を準用する。
- (10) 市長は、第1号の規定に基づく特定建設工事共同企業体の決定を認めないこととする合理的な理由がある場合においては、当該決定を承認しないことができる。この場合、市長は、構成員の脱退等に対する特定建設工事共同企業体の措置内容不承認通知書（様式第6号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、市長及び他の構成員全員の承認を得て当該構成員を除名することができる。この場合、前項各号を準用するものとする。
- 4 特定建設工事共同企業体の構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、第2項各号を準用するものとする。

附則

1. この要綱は、令和6年5月20日から施行する。
2. この要綱は、伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業が終了した日をもって効力を失う。

特定建設工事共同企業体解散後の契約不適合責任に関する覚書

（共同企業体の名称を記入） 特定建設工事共同企業体が施工する伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業に関し、特定建設工事共同企業体解散後においても各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとし、当該契約不適合に係る構成員間の費用の分担、請求手続等については下記のとおりとする。

記

第1条 特定建設工事共同企業体解散後、構成員が発注者から工事目的物の契約不適合の通知を受けた場合は、当該構成員は速やかに他の構成員に対し、その旨を通知するものとする。

第2条 各構成員は、前条の通知後速やかに協議し、発注者との折衝を担当する構成員等発注者への対応を決定するとともに、契約不適合の存否、状況、原因等に関し、工事目的物の調査等を実施するものとする。

第3条 各構成員は、前条の調査結果に基づき、工事目的物に係る契約不適合の存否及び範囲の確認を行うとともに、発注者との折衝の経緯を踏まえ、契約不適合の修補の要否、修補範囲、修補方法、修補費用予定額及び修補を担当する構成員（以下「修補担当構成員」という。）並びに損害賠償の要否、賠償範囲、賠償予定額及び発注者に対する支払事務を担当する構成員（以下「支払担当構成員」という。）を協議決定するものとする。

2 前項で決定した内容に、重要な変更が見込まれる場合は、修補担当構成員又は支払担当構成員は速やかにその理由を明らかにした文書を作成し、他の構成員に通知するとともに、各構成員は協議の上、所要の変更を行うものとする。

第4条 契約不適合の修補又は損害賠償に関する費用については、結成時の協定書に定める出資の割合により（又は分担工事の工事額に基づき）、各構成員が負担するものとする。ただし、特定の構成員の責に帰すべき合理的な理由がある場合には、構成員間の協議に基づき、別途各構成員の負担額を決定することができる。

第5条 契約不適合責任の履行として契約不適合の修補を行う場合においては、修補担当構成員は、当該修補完了後他の構成員に対し、前条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

第6条 契約不適合責任の履行として損害賠償を行う場合においては、支払担当構成員は、発注者の履行請求に応じ、他の構成員に対し、第4条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

3 支払担当構成員は、前項の他の構成員の負担金と自己の負担金を取りまとめ、一括して発注者へ支払うものとする

第7条 その他この覚書に定めのない事項については、各構成員間で協議の上決定する。

令和 年 月 日

(共同企業体の名称を記入) 特定建設工事共同企業体

代表企業 商号又は名称
代 表 者 印

構成員 商号又は名称
代 表 者 印

構成員の脱退等に対する措置内容報告書

令和 年 月 日

伊豆の国市長 あて

（共同企業体の名称を記入） 特定建設工事共同企業体

代表企業 商号又は名称

代表取締役 印

構成員 商号又は名称

代表取締役 印

※ 構成員記載欄は、必要に応じて欄を拡張する。なお、脱退構成員については記載しないこと。

特定建設工事共同企業体の構成員の脱退等に伴う下記工事の今後の施工に対する措置について、以下のとおり決定しましたので下記のとおり報告します。

記

1. 措置の対象となる工事

(1) 工事の名称：（工事の名称を記入）

(2) 工 期：

(3) 請負代金額：¥

2. 脱退する構成員の商号又は名称及び脱退理由

(1) 脱退構成員の商号又は名称：

(2) 脱退理由：（「廃業」、「破産」、「解散」若しくは「重要な義務の不履行等による除名」等の特定建設工事共同企業体からの脱退理由を記載する。）

3. 残存構成員の商号又は名称：

4. 決定内容：（「特定建設工事共同企業体を解散し契約を解除」、「残存構成員による施工の継続」又は「脱退構成員に代わる構成員を補充し施工を継続」のいずれかを記載する。）

※ 伊豆の国市使用欄

年 月 日

上記報告に基づく企業体の決定についてこれを承認します。

伊豆の国市長

印

令和 年 月 日

伊豆の国市長 あて

（共同企業体の名称を記入） 特定建設工事共同企業体

代表企業 商号又は名称

代表取締役 印

構成員 商号又は名称

代表取締役 印

※ 構成員記載欄は、必要に応じて欄を拡張する。なお、新構成員候補者については記載しないこと。

新構成員候補者選定報告書

構成員の脱退等に伴い、令和 年 月 日付けで脱退構成員に代わる構成員を補充して施工を継続する旨決定し市長の承認を得た下記工事について、次の業者を脱退構成員に代わる構成員の候補者として選定します。

記

1. 対象となる工事

- (1) 工事の名称：(工事の名称を記入)
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 新構成員候補者

所 在 地：
商号又は名称：
代表者氏名：

※ 本報告書には、新構成員候補者に係る下記の書類を添付させること。

- ア 建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定通知書の写し（本報告書提出日以前1年7ヶ月以内のものうち最新のものに限る。）
- イ 上記1の工事と同種又は類似の工事の過去の施工実績に関する資料（本工事の募集要項公告において提出を求めた資料及び添付書類）
- ウ 配置予定技術者に関する資料（本工事の募集要項公告において提出を求めた資料及び添付書類）
- エ その他必要な資料

新構成員選定承認書

（共同企業体の名称を記入）特定建設工事共同企業体
代表企業 商号又は名称

様

伊豆の国市長 印

令和 年 月 日付けで報告のありました新構成員候補者について、下記のとおり新構成員として承認します。

記

1. 対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 適格と判断した新構成員

所 在 地：
商号又は名称：
代表者氏名：

新構成員選定不承認書

（共同企業体の名称を記入）特定建設工事共同企業体
代表企業 商号又は名称

様

伊豆の国市長 印

令和 年 月 日付けで報告のありました新構成員候補者について、貴特定建設工事共同企業体の新構成員としての適格性を審査した結果、下記の理由により承認しないこととしたので通知します。

記

1. 対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 不適格と判断した新構成員

所 在 地：
商号又は名称：
代表者氏名：

3. 不適格とした理由

※ 不適格とした理由としては、例えば「会社としての過去の同種（類似）工事实績の内容」、「配置予定の主任（監理）技術者の技術者資格」、「配置予定の主任（監理）技術者の同種（類似）工事实績の内容」、「企業体結成に係る基準」等の審査の着目点を具体的に記述すること。

様式第6号（第9条関係）

伊国下水第 号
令和 年 月 日

（共同企業体の名称を記入）特定建設工事共同企業体
代表企業 商号又は名称
様

伊豆の国市長 印

構成員の脱退等に対する特定建設工事共同企業体の措置内容不承認通知書

年 月 日付けをもって報告を受けた構成員の脱退等に伴う措置内容について、下記理由により非承認としましたので、通知します。

記

1. 措置の対象とされた工事

- (1) 工事の名称：（工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 報告を受けた措置の内容

3. 不承認とした理由

4. その他

（当該不承認により生じる措置請求内容（契約解除等）等を記載する。）

伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業設計共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊豆の国市が発注する伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業について、調査、設計、施工管理などの業務委託を確実に円滑な履行を図るため結成される共同企業体（以下「設計共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 設計共同企業体に発注できる業務は、伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業にかかる、詳細設計業務及び施工監理業務とする。

(設計共同企業体の結成要件)

第3条 設計共同企業体の結成にあたっては、以下に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 結成方法は、自主結成とすること。
- (2) 構成員の数は、2者又は、3者とすること。
- (3) 設計共同企業体の運営形態は、以下のとおりとすること。

原則として、構成員（設計共同体を構成する建設コンサルタント業者をいう。以下同じ。）が分担して業務を実施する方式とすること。

- (4) 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者とすること。ただし、当該発注業務の他の特定設計共同企業体の構成員となることはできない。

ア 構成員は伊豆の国市における令和5・6年度「測量・コンサルタント等」の競争入札参加資格の認定を受けていること。

イ 構成員は静岡県内の地方公共団体が平成26年4月1日以降から資格審査申請書の提出期限の最終日までの間に発注した業務と同種の業務について、元請としての業務実績を有すること。

ウ 構成員は、発注業務に対応するコンサルタント業の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。

エ 構成員は、発注業務に対応するコンサルタント業の許可業種に係る国家資格を有する管理技術者を配置することができること。

- (5) 構成員の出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

ア 2者の場合 30パーセント以上

イ 3者の場合 20パーセント以上

- (6) 設計共同企業体の代表者（以下「代表企業」という。）は、出資比率が最大であること。

(存続期間)

第4条 当該業務の相手方となった共同企業体（以下「契約企業体」という。）は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は委託契約の履行後12月以内までとすることができる。ただし、当該期間満了後において、当該業務につき、契約不適合がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

- (2) 当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約相手とならなかったものは、当該業務に係

る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(変更等の届出)

第5条 契約共同企業体は、当該契約期間中に次に掲げる事項に該当した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 代表者を含む構成員が、次に掲げる事項に該当した場合

ア 個人事業主が死亡したとき。

イ 法人が合併、破産その他の理由により消滅又は解散したとき。

ウ 廃業したとき（一部廃業も含む。）。

エ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の要件を満たさなくなったとき。

オ 合併、分割及び事業譲渡（営業譲渡）に伴う変更があったとき。

カ 営業形態又は法人形態の変更があったとき。

キ 法令上必要な資格について変更が生じたとき（従たる営業所に関して変更が生じた場合を含む。）。

ク 入札参加資格の全部又は一部を辞退するとき。

(2) 代表構成員が次の事項を変更した場合

ア 主たる営業所の所在地又は住所、電話番号及びファクシミリ番号

イ 商号又は名称

ウ 法人にあっては代表者の役職名及び氏名、個人にあってはその者の氏名

エ 従たる営業所（伊豆の国市に登録されているものに限る。以下同じ。）の代表者の役職名及び氏名

オ 従たる営業所の名称、所在地又は住所、電話番号及びファクシミリ番号（従たる営業所の新設又は廃止を含む。）

附則

1. この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

2. この要綱は、伊豆の国市山木地区ほか公共下水道整備事業が終了した日をもって効力を失う。